

道の駅しもにた下仁田町観光案内所
デジタルサイネージ設置及びコンテンツ制作業務
公募型プロポーザル実施要綱
(プロポーザル募集要項)

令和4年4月

下仁田町 商工観光課

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、「新しい生活様式」への転換や、安心・安全な観光ニーズの高まり等、ウィズコロナ・アフターコロナにおける観光の考え方や観光客の志向等の変化が想定される。また、道の駅しもにたは、地域活性化の拠点や地域の観光総合窓口としての役割を担う重点道の駅に選定されており、今後は広域的な防災拠点としての機能が期待される施設です。

本業務は、道の駅しもにた内の下仁田町観光案内所において、デジタルサイネージの導入により、非接触で観光情報を提供するとともに、周辺の災害情報などを効果的に発信し、併せて将来的な DX（デジタルトランスフォーメーション）導入による面的観光地づくりを推し進めることを目的に実施するものです。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

道の駅しもにた下仁田町観光案内所デジタルサイネージ設置及びコンテンツ制作業務

(2) 業務内容

別紙仕様書に定める業務内容を基本とし、企画提案者の提案による内容とします。

(3) 契約締結予定

本契約の締結は、審査結果を通知後 10 日以内に予定。

(4) 契約の期間

契約締結の日から令和 4 年 8 月 31 日まで

(5) 提案上限金額

5,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内

3. 募集方法

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を希望する者は、別紙仕様書の内容を理解し、業務の期間において安全かつ円滑に業務を実施できるものとします。また、以下に掲げる全ての要件を満たすものとします。

(1) 下仁田町物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 告示の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は下仁田町の指名停止等の措置要領の規定による停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定ほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申請したのち、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請したのち、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

ウ 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。)が下仁田町暴力団排除条例(平成 24 年条例第 13 号)第 2 条に規定する暴力団員等であると認められること。

- (4) 先進的かつ独創的なデジタルサイネージ設置及びコンテンツ制作を積極的に企画提案できる能力を有していること。
- (5) 過去5年間に、国又は地方公共団体若しくは公共的団体が発注した業務等において、観光振興や行政情報発信を目的とするデジタルサイネージの設置及びコンテンツ制作を受注した実績を有していること（業務協力者の実績を含む）。

5. 実施スケジュール

日 時	内 容
令和4年4月1日（金）	告示
4月12日（火）正午まで	参加意向申出書提出締切
4月14日（木）	提案資格確認結果通知書発送
4月15日（金）正午まで	質問書提出期限
4月21日（木）	質問事項回答予定日
4月28日（木）正午まで	技術（企画）提案書等の提出期限
5月6日（金）	一次審査（書類審査）
5月6日（金）	一次審査結果及び二次審査日程の通知
5月12日（木）	二次審査（プレゼンテーション）実施
5月16日（月）	審査結果通知（予定）
5月16日以降	契約の手続き

※実施スケジュールは変更される場合があります。

6. 参加意向申出書提出締切及び提案資格確認結果通知書の発送

「4. 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、「参加意向申出書」（様式1）を作成し、「13. 担当課」へ提出してください。

下仁田町における入札参加資格がない場合、以下の書類を提出してください。

- ①法人にあつては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
- ②個人にあつては、身元証明書及び登記されていないことの証明書
- ③法人にあつては、法人事業税の納税証明書
- ④法人税又は所得税の納税証明書その1
- ⑤消費税及び地方消費税の納税証明書その1
- ⑥財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書）

※各証明書の有効期限は、発行日から3か月以内です。

- (1) 提出期限 令和4年4月12日（火）正午
- (2) 提出方法 直接持参するか郵送でご提出ください。

※町において参加意向申出書を確認後、「提案資格確認結果通知書」を発送します。

7. 質問書提出期限及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」(様式3)を作成し、「13. 担当課」へ提出すること。

(1) 提出期限 令和4年4月15日(金)正午

(2) 提出方法 E-mail に作成した質問書を添付してご提出ください。なお、メールの件名は「デジタルサイネージに関する質問書」としてください。

※質問に関する回答は、令和4年4月21日(木)までに町ホームページで行う予定です。

8. 技術(企画)提案書類の提出

(1) 技術(企画)提案書類

技術(企画)提案書類の用紙は、原則A4版(一部A3版折込み可)、縦型、横書き、左とじとする。

なお、技術(企画)提案書類で使用する文字は、十分に読み取れる大きさにしてください。

(文章を説明・補足するイメージ等についてはこの限りではありません)

企画提案書類	留意事項
提案書届出書(様式4)	
会社概要書(様式4-1)	提案者が、提案の一部を他の企業等への下請け委託する前提である場合、決定している範囲で業務協力者として記入してください。
類似業務実績調書(様式4-2)	業務協力者の実績が含まれる場合、その旨分かるように記入してください。
業務実施体制表(様式4-3)	業務協力者の役割が分かるよう記入してください。
業務実施工程表(様式任意)	デジタルサイネージ機器の調達、コンテンツ制作にかかる期間が分かるように記入してください。
企画提案書(様式任意)	表紙を除いて、10ページ程度とします。
見積書(様式任意)	提案上限額の範囲内で作成し、技術(企画)提案書と同時に提出してください。なお、見積の明細については、可能な限り詳細に記載するものとする。

(2) 提出部数 **正本1部**(代表者印押印)、**副本7部**(複写可)

技術(企画)提案書類データを格納したCD-R 1枚

(3) 提出期限 令和4年4月28日(木)正午

(4) 提出方法 「13. 担当課」まで提出してください。(郵送不可)

9. 提案の選定方法等

技術(企画)提案書類提出者に対し、一時審査(書類審査)を行ったのち、二次審査(プレゼンテーション)対象者を選定し、参加を要請します。

提案の選定にあたり、選定委員会を設置します。選定委員会は、下記の評価項目及び配点に基づき、二次審査(プレゼンテーション)において企画提案(プロポーザル)による採点審査を行い、最優秀提案者を選定します。

区分	評価項目（評価ポイント）	配点
企画提案者の 実施可能性	<ul style="list-style-type: none"> ●会社概要・業務実績 <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施に対する不安がない ・業務に対する知見を有しているか ・過去に設置したデジタルサイネージ等の運用状況 ・事業協力者や下請け会社が決まっているか ●業務実施体制・業務行程 <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制は業務の遂行にあたって十分な体制となっているか ・業務行程は明確で余裕があるものになっているか 	20
企画提案内容の 優位性	<ul style="list-style-type: none"> ●デジタルサイネージ機器設置 <ul style="list-style-type: none"> ・機器のスペック、保守性、アクセシビリティ等が充分確保されており、適切な業務実施が見込めるか 	15
	<ul style="list-style-type: none"> ●コンテンツ制作 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的、内容及び条件等の理解度が高く、提案内容の着眼点、実施内容が優れているか ・町外、県外から本町を訪れた観光客に対し、発信する情報内容や手段が魅力的かつ効果的に訴求できるものとなっているか ・将来的な DX 導入によるコンテンツの拡張性等について、具体的な提案があるか ・業務成果向上等のため、仕様書にない独自の提案があるか 	45
見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額及びその積算の妥当性 ・次年度以降の保守・運用の内容や費用の妥当性 	20
合計		100

10. プレゼンテーション

プレゼンテーションは次のとおり実施します。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、プレゼンテーションはウェブ開催する場合があります。

(1) 実施日等

令和4年5月12日（木）

※プレゼンテーションは、技術（企画）提案書類の受付順に行います。

(2) 所要時間

プレゼンテーションは20分以内とし、その後10分程度質疑応答を予定しています。

(3) 参加者等

会場への入室は3名以内とし、本業務担当予定者がプレゼンテーションを行うものとします。

(4) 使用機器

プレゼンテーション用のスクリーン、プロジェクター及びHDMIケーブル（5m）は本町が

用意します。なお、プレゼンテーション用のパソコン等必要な機器については、提案事業者が持ち込むこととします。

(5) 結果通知

全ての提案事業者に選定結果を記載した通知を後日送付します。

※選定結果に対する異議申し立ては受理しません。

※選定の過程及び結果についての質疑は受け付けません。

(6) その他

二次審査について開始時間や会場等の詳細は、別途通知します。

1 1. 契約の締結

(1) 選定委員会において選定した最優秀提案者を優先協議者として、仕様書及び企画提案書類を基に契約協議を行います。

(2) 最優秀提案者との契約協議が整わない場合、次点優秀企画提案者を優先協議者として、契約協議を行います。

(3) 契約金額は、提出された見積書の金額の範囲内とします。

1 2. 留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は失格とします。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 実施要綱に違反した場合

ウ 提案書等に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにも関わらず、期限内に提出されなかった場合

エ 審査の公平性に著しく影響を与える行為があった場合

(2) 本プロポーザルに関する説明会はありません。

(3) 本企画提案に要する一切の経費は、提案事業者の負担とします。

(4) 提出された書類の変更又は差替え若しくは再提出することは認めません。

(5) 提出された関係書類は選定業務等において、必要な範囲で複製する場合があります。

(6) 提出された書類は、理由の如何に問わず返却しません。

(7) 事業提案者からの質問書又は技術（企画）提案書によって、実施要綱等を修正する場合があります。

(8) 提出された書類について、下仁田町情報公開条例（平成 12 年下仁田町条例第 60 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合があります。

1 3. 担当課（書類提出窓口）

下仁田町商工観光課

住所：〒370-2601 群馬県甘楽郡下仁田町下仁田 6 8 2 番地

電話：0274-64-8805（ダイヤルイン）

E-mail：kankou@town.shimonita.lg.jp